

令和3年度八千代市立萱田中学校
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
(最終改定 平成30年4月1日)
令和3年6月11日改訂

関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)

はじめに

学校におけるいじめについては依然として深刻な状況が続いている。本校においても、生徒がいじめのない安全・安心で生き生きとした学校生活を送ることができるように生徒・教職員・保護者・地域が協力して取り組んできている。大規模校である本校においては、保護者や子供たちの価値観は多様化しており、教育活動に対する関心は非常に高い。また、学校評議員会議でもいじめの問題については学校と地域が協力し子供たちの安全を守る必要があると述べている。

「いじめほどの子にもどこの学校でも起こりうることであるが、人間として絶対に許されるものではない」という考えのもと、今後も学校体制でいじめの根絶に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「再発・拡大の防止」に努めなければならない。

上記を踏まえ、本学校いじめ防止基本方針は、国基本方針、県基本方針、市基本方針を参酌し、PTA(保護者)代表、学校評議員の意見聴取を参考に、全教職員共通理解の下、策定した。

1 基本理念について

(1) 基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が、健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及びいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を学校全体で取り組んでいる。

いじめ問題に取り組むにあたっては、学校全体で、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識する必要がある。そのうえで、実践的な取組のなかで、日々、計画的、継続的、教育的に、「未然防止」「早期発見」と「再発・拡大防止」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速且つ、的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は教職員が捉えるべき、いじめ問題についての基本的な認識である。

- | |
|--|
| ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、起こり得るものである。
② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは、人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④ いじめは、『いじめられる側にも問題がある』という見方は間違っている。
⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。 |
|--|

上記の基本的な認識にたち、全生徒が「安心して、明るく、楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- | |
|--|
| ① いじめを許さない、見過ごさない指導観を持つ。
② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
③ いじめの早期発見のために、事態把握や情報交換等、様々な手段を講じる。
④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全で安心な学校生活を送れるようにするとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
⑤ 学校と家庭（保護者）が協力して、事後指導にあたる。 |
|--|

上記のことを踏まえ、一人の人間として、絶対に、

- | |
|------------------------------------|
| 1 いじめをしない。 2 いじめをさせない。 3 いじめを許さない。 |
|------------------------------------|

の三原則を重点目標に据え、学校全体で対応していくことを旨として、対策を行う。そして、方針の策定や対策、対応においても、ことの大小に係わらず、必要な情報と判断した場合は、必要に応じて、学校外の関係者に幅広く聴取し、正確且つ丁寧な説明を行っていくことを基本理念とするものである。

(2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

萱田中学校の教職員は基本理念にのっとり、保護者、地域住民、外部関係諸機関と連携を図り、学校全体でいじめの「未然防止」・「早期発見」に取り組み、いじめを受けている生徒がいると思われるときは、個人情報保護に配慮し、適切な情報提供を行い、迅速かつ適切に対処し、その「再発・拡大防止」に努め、いじめの根絶に全力で取り組む責務を負う。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員、対応内容

① 日常組織(常設組織)

組織名称：『生徒指導部会』 週1回開催

構成員：生徒指導主事・学年生徒指導担当

対応内容：生徒指導に関する情報交換及び共有

いじめ問題につながる事例への迅速な対応及び情報の共有

生徒理解に関すること(アンケート調査・教育相談)

いじめの予防対策・早期発見に関すること(研修・事例研究)

② いじめの疑いに関わる情報があったときの緊急の組織

組織名称：『いじめ防止対策委員会』 いじめ事案発生時に緊急開催

構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・
該当教諭・必要に応じて外部関係者

対応内容：ア 事実調査確認(実態把握)・解明・分析

イ 今後の指導体制・指導方法の明確化

ウ 関係機関との連携・調整

(保護者・保護者会・評議員・民生委員児童委員・教育委員会・警察)

エ 事後経過などの把握・確認

オ 拡大、再発防止

※ 重大事態発生時は、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員などの専門的な知識を有する者及びPTA会長等、校長が必要と判断したものを加えることができる。

(2) 教職員以外の構成員

① 心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

② 福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

③ 地域の実情を把握している者(主任児童委員)

※ 重大事案には、必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV(スクールカウンセラースーパーバイザー)の派遣を要請する。また、状況により市教委と相談し派遣を要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①生徒

- ・生徒会活動や子供サミットの活動を通して地域社会との融合連携を図る。
- ・生徒会活動におけるいじめ防止キャンペーンを実施する。
- ・合唱コンクール等の学校行事や職場体験，ホワイトスクール等の体験学習を通して「他者への思いやりの心」「規範意識」の向上を図る。
- ・日常の学校生活において，お互いを認め合う人間関係づくりや仲間と協力する活動の充実を図る。

②保護者

- ・年度当初の学校経営方針を説明する場において，いじめ予防の方策や相談体制，対処の体制について紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において，学校以外の相談窓口等について紹介する。

③地域，その他

- ・地域の教育力を生かした行事の推進。
- ・部活動や学年行事において積極的に地域との交流を図る。
- ・PTA代表者会議等でいじめ防止の重要性を深める啓発を行う。

(2) 教職員について

学校生活における生徒の人間関係の中からいじめが発生することが多いことから，学年・学級経営や授業・行事運営及び部活動の中で生徒に対して愛情と情熱をもって接し，子供たちの活動を大切に展開することに努める。また，すべての教育活動を通して，生徒たちの自己存在感・自己決定する場面・共感的な人間関係づくりに努める。生徒指導は生徒理解であるという認識のもと，人間的温かみのある教育活動を展開して，いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発，拡大防止に取り組む。

①実態把握（子供たちの人間関係の的確な把握）

- ・朝の会や帰りの会を通して子供たちの人間関係の掌握。
- ・給食の時間を通じた仲間づくりと関係掌握。
- ・教育相談・アンケート調査での事実の把握
- ・小学校との連携

②子供の主体的な活動を中心とした温かな人間関係づくり

- ・日常の班活動など主体的な活動を充実させる。
- ・清掃活動を通じた奉仕の心を育成する。
- ・学校・学年行事を通して協働・感謝・支え合い（リーダーシップ・フォロワーシップ）の心を育み，成功体験から充実感を実感させ，自信を持つことによって次への活動の意欲の向上を図る。

③生徒・保護者との信頼関係の構築

- ・学級通信・学年通信・生活の記録などを通じて子供たちの活動の様子を伝え頑張り进行评估する。

- ・こまめな家庭連絡や家庭訪問を実施する。
- ・HPの充実や必要に応じたきめ細かな情報提供を適切に行う。

④職員の共通理解，共通行動の全校体制の構築

- ・情報の共有と組織的な対応を行う。
- ・初若年教員の育成を行い，ベテラン職員の経験を活用する。

⑤研修の充実

- ・いじめ問題への対応の具体的な方法についての事例研究を行う。
- ・地域の諸団体との交流を図る。
- ・学警連・警察・青少年センター，市教委との情報交換及び連携を行う。

(3) 学習指導全般について

①生徒指導の機能を生かした授業づくり

- ・自己決定の場面づくり，自己存在感，共感的人間関係づくりを重視した授業の展開を行う。

②共同的な学びを通じた授業づくり

- ・教科の枠を越えた全校授業研究を通して子供の学びを見取る教師の力量の育成を図る。
- ・すべての子供たちの学びを保障して，学び合う授業づくりの工夫を行う。

③教科の指導力の育成

- ・教科部会や研修会を通して子供たちの学習活動を充実させる授業を展開する指導力の向上を図る。
- ・授業規律の徹底・特別支援教育の視点・道徳教育との関連を取り入れた授業展開を図る。

(4) 道徳教育等について

①道徳教育及び体験活動の充実

- ・豊かな情操と道徳心を培うために道徳の授業の工夫改善を図り授業参観などで授業を公開する。
- ・道徳教育推進教師や各学年の道徳担当者を中心として道徳教材の充実を図る。
- ・道徳の授業を充実させる。
- ・学年ごとに発達段階に応じて体験学習の充実を図る
- ・校外学習，職業体験，修学旅行などに積極的に体験学習を取り入れ，よりよい人間関係づくりや規範意識を養う。

②人権教育を踏まえた授業づくり

- ・生徒が人の痛みを思いやることができるように人権教育の基盤である生命尊重の精神や，人権意識の高揚を図る。

(5) 生徒会活動等について

①生徒の主体的な活動の重視

- ・生徒会執行部・委員会・部長会・生徒協議会・生徒集会などの活動を通して自治的な活動を充実させ生徒の主体性を重視した活動を活発に行う。

- ・ 仲間のために、学校のために、地域のためにどうかかわるかを考え奉仕の心や感謝の心を育み協働の必要性を考えさせる。

②リーダーシップ・フォロワーシップの育成

- ・ リーダーが自信を持って活動し、仲間がフォローする安心感の中で生徒が生き生きと活動できる雰囲気をつくる。

③地域との連携

- ・ 2年時に地域の方を招いて職業学習を行う。
- ・ 気持ちの良い挨拶を行う。

(6) 部活動、その他の活動について

①自主自律的な活動の重視

- ・ 挨拶・整理整頓・チームワークを重視する。
- ・ 部活動で学んだことを学校生活に生かせるようにする。
- ・ 異学年の交流をはかり、計画的・組織的な企画・運営を図る。

②インターネット上のいじめの対応 (全校対象の SNS 講習会を実施)

- ・ インターネットの特殊性による危険や、生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

ネット上のいじめ

■ SNS から生じたいじめ

- ・ ブログでのいじめ
- ・ 学校非公式サイト (学校裏サイト)でのいじめ

■ 動画共有サイトでのいじめ

◆匿名性により、自分だとは分からなければ、何を書いてもかまわないと、安易に誹謗・中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報 (GPS) により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

・ 保護者との連携・協力

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

・ 保護者会等で伝えたいこと (未然防止の観点から)

生徒たちのパソコンやスマートフォン等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。インターネットへのアクセスは、個人情報が流出するといったトラブルが起こりうるという認識をもつこと。「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- ・発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ・海外からの帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから、差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)

※例年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」実施

- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

- ③八千代市教育委員会主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見

イ 期日 令和3年 6月頃

ウ 方法 生徒対象 質問紙による

質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員

エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出

重大事態と判断される場合は直ちに報告

オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

ア 目的	いじめの早期発見
イ 期日	第1回 令和3年 6月頃 (市のアンケートと兼ねる) 第2回 令和3年 10月頃
ウ 方法	生徒対象 学校独自質問紙による
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
オ 対応	項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

ア 目的	いじめの早期発見
イ 期日	第1回 令和3年 6月頃 第2回 令和3年 10月頃
ウ 方法	生徒対象
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
オ 対応	項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報等を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切と考える。

①いじめに気づき気になることがあればすぐに職員間で情報を共有する。

- ・生徒の目線で考える。
- ・一人ひとりを大切にす指導を実践する。
- ・生徒の言葉や気持ちを受け止める。共感的な理解を図る。
- ・生徒の立場に立ち寄り添った指導を行う。
- ・集団の中で配慮を要する生徒の言動に注意する。
- ・生徒の気持ちや行動・価値観を理解しカウンセリングマインドを高める。

②相談体制の整備

生徒や保護者がいじめに係わる相談を行うことができるように相談体制を整備する。

- ・いじめ相談窓口を伝える。
- ・スクールカウンセラーを活用する。(養護教諭・SC)
- ・生徒指導部会における定例情報交換を実施する。
- ・学年会、職員の全体打合せ、運営委員会において情報を共有する。
- ・いじめ防止対策委員会の人材を確保する。
- ・外部関係機関と連携を図る。(警察・子供相談センター・児童相談所)
- ・必要に応じた特別支援教育支援員・生徒指導専任指導主事などの派遣を要請

する。

③早期発見のための手立て（複数の教師の視点で観察）

- ・教育相談やアンケートを定期的実施する。
- ・休み時間における巡回指導を計画的に実施する。
- ・朝の会，帰りの会，給食指導の充実を図る。
- ・生活の記録などを活用する。
- ・管理職の授業参観や地域の方々による学校訪問を行う。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・子がいじめを受けた場合は，適切に保護するものとする。
- ・保護者は学校の講じるいじめ防止のための措置に協力するように努める。
- ・学校の活動への積極的な参加協力を依頼する。

ネット上のいじめの早期発見・早期対応〈早期発見の観点から〉

- ・家庭ではメールを見せたときの表情の変化など，トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に躊躇なく問いかけ，即座に学校へ相談すること。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は，多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は，特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で，傷害や別の犯罪等の思わぬトラブルを招き，被害者の自殺につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は，回収できないこと。

〈関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〉

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応など，具体的な対応方法を子ども，保護者に助言し，協力して取り組む必要がある。
- ・学校，保護者だけでは解決が困難な事例が多く，警察等の専門機関との連携が必要になる。

〈チェーンメールの対応〉－指導のポイント－

- ・チェーンメールの内容は，架空のものであり，転送しないことで，不幸になったり，危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し，友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により，「ネット上のいじめ」の加害者となること。

【チェーンメール転送先】

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて，チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

年度当初，全家庭へ，学校だよりや学校ホームページ等で，些細なことでも随時，相談・通報できるように周知を図る。

[窓口としては学級担任とするが，どの学校職員でも可とする。]

[渉外の窓口は，教頭（生徒指導主事）・養護教諭とする。]

②学校以外

年度当初，全生徒へ，SOSカード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また，次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を，生徒と保護者に紹介する。

[おもな相談窓口（緊急）]

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

[おもな相談窓口（一般）]

機 関 名	電話	相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話・面接(月～金)9:00～16:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話(月～金)8:30～17:00 面接(月～金)8:30～17:00 要予約
中央児童相談所(子供家庭110番)	043-252-1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)9:00～17:00 面接要予約
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子供専用SOS E-mail有り
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	
八千代市青少年センター	047-483-2842	
八千代市教育センター	047-486-8866	
八千代市適応支援センター	047-486-1019	
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

(2) 相談・通報に関する指導について

①相談しやすい環境づくり

- ・相談することによる被害の拡大や人間関係の悪化の防止やいじめの潜在化を防止する。
- ・訴えた生徒への配慮・安全確保・心のケアを行う。
- ・相談場所を確保する。
- ・相談できる信頼関係を構築する。（生徒同士・生徒と保護者と教師とSC）

②事実関係の正確な把握

- ・生徒の気持ちをすべて受入れて寄り添った指導に努める。
- ・記録を正確にとる。事実関係だけでなく気持ちを受け入れる。
- ・秘密を厳守する。

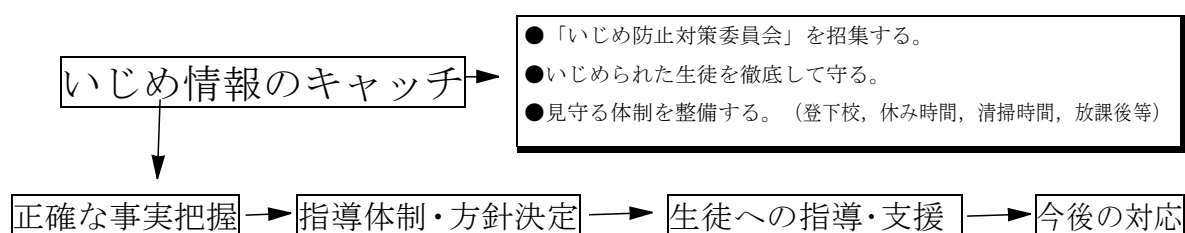
③保護者からの訴えに対して

- ・保護者の不安を受け入れられる信頼関係の構築を図る。
- ・親身になり，真摯で適切な対応に努める。
- ・学校で組織的な対応を行う。
- ・直接面会して，面談を行う。
- ・事後の対応と適切な情報提供を行う。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

①基本的な流れ



- 当事者双方，周りの生徒から聞き取り，記録する。
- 個々に聞き取る。
- 関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。

- 指導のねらいを明確にする
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会，関係機関との連携を図る。

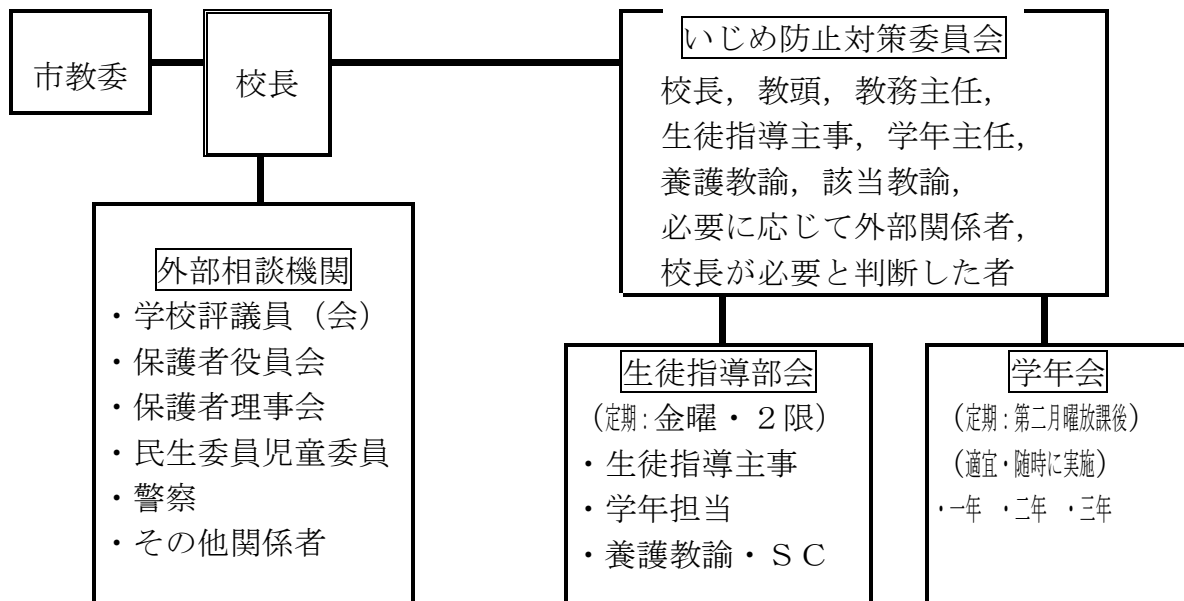
- いじめられた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に，相手の苦しみや痛みを思いを寄せる 指導を十分に行う中で，「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め，心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り，誰もが大切に支援される学級経営を行う。

保護者との連携

- 直接会って，具体的な対策を話し合う。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

報告・連絡体制



(2) 対応について

いじめを認知した学校（職員）は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行うこととする。併せて、ただちに、学級担任や学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。対応については、迅速且つ、適切、円滑に、組織的に行うことを基本とする。

いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・事実確認は、いじめられている生徒と、いじめている生徒を別の場所で行うことを原則とする。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任、担任、生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・機能的に、円滑に、正確な事実関係を集約・把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、校長の指導の下、教頭（生徒指導主事）を長に据え、教職員（関係機関も含む）間の連携と情報共有を随時行う。

7 指導について

(1) いじめを受けた生徒へのケア・保護者への支援について

①生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめを行った生徒への指導・保護者への助言について

①生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもとで、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは、決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわりなどを一緒に考え、助言をする。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

①周りの生徒について

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に指導する。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義にもとづいた勇気ある行動であることを理解させるよう、指導する。
- ・いじめに関する体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分た

ちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消している状態は、国基本方針に定められているが、それらの要件が満たされている場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関等の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

※ いじめが解消した上で児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒はじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

※ いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

【いじめが解消している状態】

- ① いじめに係る行為が止んでいること
心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8 重大事態への対処について

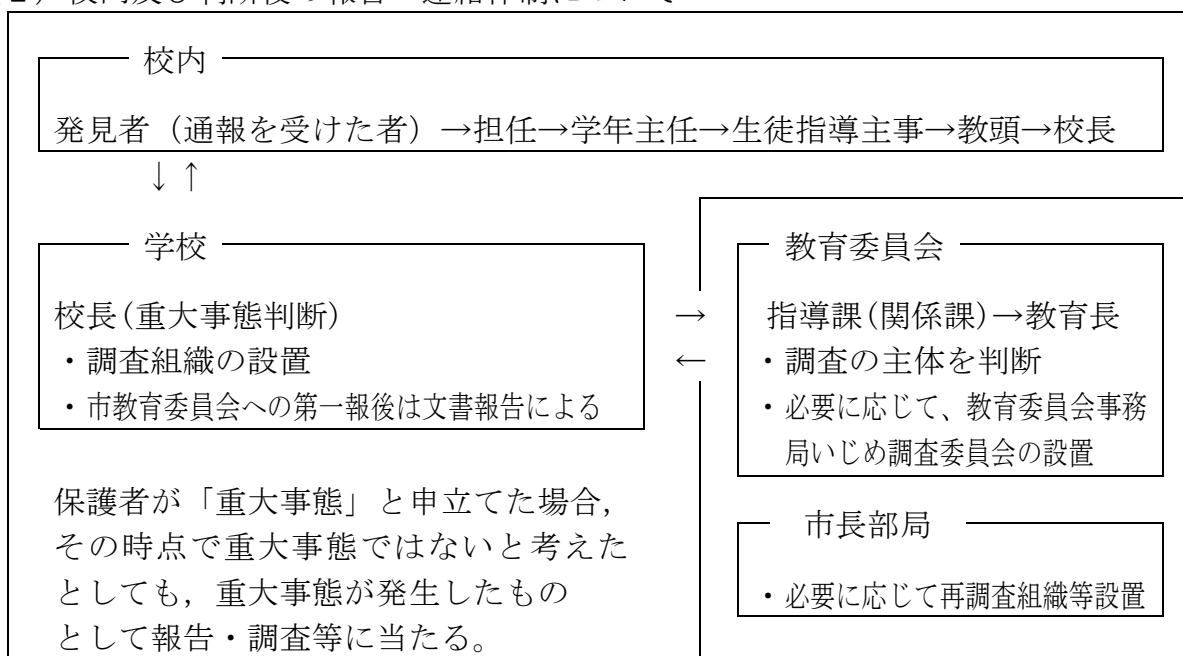
「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対応」を参考に、対処にあたるものとする。

(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



*校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

(3) 対処について

① 学校が調査の主体の場合

- ・ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・ 記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、生徒への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害生徒の保護者

の意見を十分に聴取し、迅速に協議し調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表, 点検, 評価等について

(1) 公表について

- ①学校ホームページへ本基本方針掲載 令和3年5月

(2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

(3) 評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 令和4年1月頃

②学校評議員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 令和4年2月評議員会

③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。 令和4年2月頃

(4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。